

【通行止めに伴う乗継料金調整について】

通行止めにより高速道路を一旦流し出し、通行区間を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客様には、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」をします。

◆乗継料金調整のご利用方法

«ETCのお客さま»

○同一のETCカードをご利用のうえ、流出IC及び再流入ICともETCレーンを通行（無線走行）してください。

○乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用されます。

なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

«現金等のお客さま»

○流出ICで「高速道路通行止め乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで受け取った「通行券」とともに、乗り継ぎ後の最初に料金を支払う料金所で係員にお渡しください。

なお、料金精算機の場合は、「高速道路通行止め乗継証明書」を「通行券」より先に精算機にお入れください。

乗継料金調整が行われるIC（流出IC、再流入IC）は下記のとおりです。

乗継IC案内一覧表

通行止め日時及び区間		通行止めに伴う乗継料金調整IC		
実施日時	工事通行止め区間	走行方向	流出IC	再流入IC(乗継IC)
4月6日(月) 22時～翌2時	会津坂下IC ～ 西会津IC	上り 郡山方面	磐越道	磐越道
			津川、西会津	会津坂下、 新鶴スマート(ETCのみ利用可) 会津若松、磐梯河東
		下り 新潟方面	磐越道	磐越道
			会津若松、 新鶴スマート(ETCのみ利用可) 会津坂下	西会津、津川、三川